

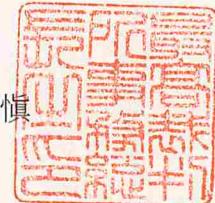
最高裁秘書第1372号

令和3年5月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

苦情の申出に係る諮問について（通知）

4月19日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する
苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しました
ので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

73期二期試験で配付した、「司法修習の終了等の通知について」と題する文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第 1576 号

令和 3 年 5 月 26 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

73期二期試験で配付した、「司法修習の終了等の通知について」と題する文
書

2 苦情の申出がされた日

令和 3 年 4 月 22 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和 3 年度（最情）謝問第 13 号

(2) 謝問日

令和 3 年 5 月 20 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1577号

令和3年5月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第13号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

73期二回試験で配付した、「司法修習の終了等の通知について」と題する文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 第73期司法修習生に対する司法修習の終了等に関する連絡は、最高裁判所のウェブサイトに掲載した「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」に記載して周知する方法で行ったことから、1の開示申出に該当する文書を作成して第73期司法修習生考試の際に配付することはしていない。
- (2) よって、原判断は相当である。